

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信編集 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

219 号

2021 年 7 月 20 日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

川田龍平議員と懇談

7月6日、参議院議員会館において、川田龍平参議院議員と懇談会が行われ、受領委任払いの実施のなかで進む「あはき」療養費削減の締め付けにより、営業困難を抱える治療家の状況や、必要な治療を受けることができない国民の声を、参加者それぞれから伝えることができました。

川田議員は、参議院行政監察委員会理事であり厚生労働委員でもあります。しかも、ご自身が伝統医療受診の体験があるため、参加者の声にじっくり耳を傾けて、厚生労働省との話し合いの際には橋渡しをお願いすることや「鍼灸業界の現状とこれから」のテーマでの討論集会への出席のお願いにも承諾の意向を明らかにしていただきました。

今後も議員との意見交流の場ができたことは本当によかったと思います。

実施された受領委任の取り扱いは、「あはき」療養費の差別的な規制により削減を進めるものです。

受領委任払いは、保険者の判断により取り入れるか、取り入れないか決めることを認めています。

煩雑な療養費請求事務について患者の負担を軽減し、治療を受ける患者の権利をまもるというのが本来の受領委任取扱いです。この度の受領委任払いは、患者の権利を無視したやり方です。

また、新たな治療資格を獲得した者へ、資格以外の不合理な条件を義務付け、療養費取り扱いを規制するのは「あはき」医療資格を無視するものです。療養費の取り扱いを届け出るために1年間の実務経験を義務付けるというのは、療養費支給取り扱いを規制する目的が明らかです。

受領委任取り扱いについて必要な教育は、資格者養成教育の中で行うべきです。

さらに、最も重要な問題は療養費支給対象の問題です。

はり・きゅうの支給対象は「保険医による適当な治療手段のない疾病」であり、「神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛、および頸椎捻挫後遺症等」について同意書の交付を受けた場合は、医師による適当な治療手段のないものとし支給対象とするというのです。

「医師による適当な治療手段のないもの」という支給対象は、国民にも鍼灸師にも意味不明です。この治療対象ではどのような支給規制も可能でしょう。

あん摩マッサージ指圧治療の支給対象は筋麻痺、関節拘縮等であり「医療上マッサージを必要とする症例」としてしています。これは、あん摩マッサージ指圧師の治療資格を無視し、西洋医学でもおこなうマッサージだけを認めるというやり方です。

「あはき」は医業類似行為という法的根拠のない排除の政府見解に基づく「あはき」療養費支給の規制の強化は、憲法が保障する国民の医療選択の権利を無視するものです。また、「あはき」法により認められた鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師の医療に係る資格を否定するものです。

この政府の法を無視した「あはき」排除の問題の解決には、議会においても、司法の場においても論議されなければ改善は進まないと思います。

(監事 久下勝通)

国会議員と2回の懇談実施

2021/7/6 橋本利治

国会議員というのは国民の代弁者という民主主義の前提から言えば国民の声を聞くのはあたりまえのことです。

さてここに来て、私たちの業界の環境はガラッと変わりました。患者が激減して収入は8割から5割程度減、どうしたらよいのか師会清水代表を中心に作戦中です。

そういったなか朗報が届きました。

国会議員が鍼灸の業界に興味を持って「一度会えないか」とのオファー、驚きの余り仕事の調整をしてその2日後議員会館へ赴く、この時とばかりに2時間ぶっ通しで業界のこと厚労省の不正のこと、受領委任払いの問題などを説明し、最後にもう一度会って他の先生の話も聞いてほしいと懇願しました。

そして2回目の懇談会を7月5日9名の先生が集まり熱い訴えをしました。

議員本人も股関節の病気をもち漢方薬、伝統医学のお世話になっていると経験談を話されて、医療逼迫の現状ではやはり伝統医学の大切さを感じているとのこと、また橋本聖子 JOC 会長も鍼灸のお世話になっていることも話されました。そんなこんなでえらい話が盛り上がりました、そして厚労省との交渉のおぜん立てを依頼し了承していただきました。

(エーッ念願の厚労省！)

ここまで来るのに何年かかったか代表の今までの苦勞をしみじみかみしめました。

それでも疑い深い私はなんと横柄にもジャーまたねーと議員に逃げられたら大変と思って、では8月ごろをめどに議員をお呼びするので「鍼灸業界の現状とこれから」のテーマで大討論集会をしたいと提案すると、「いいですよ」ととんとん拍子話は進み、こりゃ困ったと思う私でした。

最後に国際ジャーナリスト堤実果氏のサイン入り本「日本が売られる」をいただきました。ウーン豊富な資料を基に日本の富が切り売りされている現状を描かれて説明されています。

この本の P193「Youは何しに日本へ？国保を食いつぶす外国人たち」の中で医療崩壊のキャラクリを説明されています。政治が変われば医療崩壊は食い止められるとのこと。そうなれば鍼灸マッサージも医療の一環に組み入れられると実感しました。

しかし今は気が付かないうちに医療が売られつつあります。それが受領委任払いへの制度変更だったと私たちこそが考えなくてはならないと思います。

そしてこの伝統医学を守るのは私たちしかいないのだと、今さらながら考えさせられました。

8月の討論集会に
集まり伝統医学
を生かし、発展さ
せる道筋を大いに
論議しましょう。

(参議院議員会館にて
川田龍平議員と懇談)



一般社団法人鍼灸マッサージ師会

第 18 回定期総会報告

(旧名称 有限責任中間法人 東京都保険鍼灸マッサージ師会、*任意団体 東京都保険鍼灸マッサージ師会より第 38 回目。*当初予定していた上原社会教育館はコロナ感染拡大に伴う緊急事態宣言を受けて使用不可となったため、急遽会場を家庭クラブ会館に変更)

〈開催の挨拶〉

司会 (村田雅至理事) : 本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。コロナエチケットもよろしくお願ひします。

代表理事 清水一雄

コロナ禍という不自由な状況の元、総会を開催できて喜ばしい限りです。有限責任中間法人から一般社団法人になり、法人化して 18 回目の総会です。それ以前は任意団体、東京都保険鍼灸マッサージ師会という名称で、これを含めると通算 38 回目となります。

これだけ回を重ねてこられたのもひとえに会員の皆様のご尽力の賜物と感謝いたします。

私が代表理事になり 4 年目を迎えました。

昨年からのコロナ禍で世界中が大変なことになり、大勢の方がお亡くなりになっています。コロナの影響では、特に施設専門に往療していた施術者が大きな打撃を受けています。仕事がほぼなくなった方もいます。

また、施設にいる患者さんのダメージが大きいことが見えてきました。リハビリ・機能訓練や各種治療は生命上不可欠のもので、こういった医療サービスを受けられず亡くなる方もいます。

私も 20 年間診てきた患者さんの奥さんが来訪、ご主人が亡くなったと聞きました。大変に残念なことでした。

我々の医療は重要です。免疫力、抵抗力を高めて快復を早め病気を遠ざける。ここに威力を発揮するものです。もっと国民に浸透させていくことを考えなければなりません。

また、最初の緊急事態宣言に於いては、医師の同意期間の延長が通知されましたが、今回は認められませんでした。これが患者に大変な状況をもたらしている。この点を国に対して働きかけをしています。

さらに、最近の返戻傾向ですが、コロナ禍に於いてなお、「施術報告書の“頻度“表記”などの微細な点での返戻が増えています。3 回~4 回、4 回程度、小数点等の表現は整数でないという理由での返戻です。

この点は保険者と交渉してクリアされましたが、マッサージ同意書の中の「症状」と「施術の種類・施術部位」の相違という返戻も増えています。症状の麻痺・萎縮にある“軀幹”に○が無く施術部位には○がある場合です。



軀幹は萎縮であれば萎縮のところに○を鉛筆表示するなりして医師に理解してもらい軀幹に○を貰うようにすればいいです。

施術部位のみの軀幹に○のみでは返戻の対象になります。このように、保険者の難癖と言った返戻が多いと感じています。

そもそも、通知が出る度にそれを読み込んで理解するのは大変な作業です。厚労省には「通知を出す度に説明会を開催してほしい」と要求していますが応じようとはしてくれません。通知一つで保険請求が翻弄される現状、国と交渉せざるを得ないのです。

個々の問題については、会員皆が声を上げるべきです。会が、誰かが何とかしてくれる、ではなく、自分の感じたことを声に出していく。これが大きな力になると思います。色々な人の声を高らかに上げ、利用者にとって有効な医療行政にしなければなりません。

本日は来賓として兵庫県協同組合の藤岡さん、NPO 法人医療を考える会の山西さん、宮原顧問弁護士、ワーカーズコープの高成田さんにお越しいただきました。皆の力でこの難局を乗り切っていきたいと思います。

〈来賓挨拶〉

協同組合兵庫県保険鍼灸師会 理事長 藤岡東洋雄氏

第 18 回の総会開催おめでとうございます。兵庫県の保険鍼灸協同組合と国民の会の活動を行っていますが、今年はコロナ禍で活動がしにくい、交渉に行きにくい状態で、大変もどかしい。

緊急事態宣言が解除されたら一気に活動したいと思います。

また、どの業種もそうですが、家業・暮らしが厳しい。仕事の回復が難しい状況です。各種補助金を活用しながらなんとかやっていくこととなります。

そんな中、大きな問題が出てきました。

後期高齢者の自己負担が 1 割から 2 割になるということです。これは倍になるということ。通院できない人、亡くなる人がさらに増える心配があります。消費税が 8%から 10%になりましたが、この差額 2%の一部を福祉に回せば解決するはずですが。

しかし絶えず医療に対しては抑制する方向です。

7 月からは「月 16 回以上、過去 2 年以内に 5 回以上の請求」をした場合に警告が発せられます。これを濃厚治療とし、償還払いに戻すと決めてきました。その中身は『回数制限』です。これは到底容認できないことです。

我々は 2000 年 5 月に『回数制限』を完全撤廃、その後償還払いからの受領委任払いを勝ち取ってきました。それを健保連・組合が主導、攻撃し、償還払いに貶めようとしています。嘆いている場合ではありません。自分たちを守る力があるか、押し返す力があるのか。

なかなか難しいことではありますが、長い歴史の中で勝ち取ってきた、潜在的な力はある。生半かな捉え方ではなく、真剣勝負と捉えます。歴史の発展と進歩は権利闘争です。黙っていれば負けてしまいます。皆様とともに闘っていきたいと思います。



NPO 法人医療を考える会理事長 山西俊夫氏

コロナ禍の中だが 18 回目の総会開催にお喜び申し上げます。

この 1 年半、皆様ご苦勞されていると思います。私の会社は製造メーカーで 1 月から週休 3 日、金土日休みを続けています。

各種助成金で助かり、13%程度の減で大きな落ち込みもなく、何とか継続しています。

しかし、最近問題が出てきました。製造拠点の台湾ですが、コロナ当初はよかったのですが、最近になって陽性者が発生し、工場を一時閉鎖、消毒などのために 1 週間休業せざるを得ず、最近やっと再開しましたが、出勤率は 7 割となってしまう製造物が入らずに納品問題が発生し一苦勞しています。これが 9 月の上期いっぱいとは続くと予想しています。

あらゆる産業において、一瞬にしてこのような状況なってしまいます。

社団の事務局通信を読んでいると、国の理不尽な返戻、不支給と闘う姿勢が明確に打ち出されています。

社団・NPO が一体となってその理不尽さに抵抗していきたい。

NPO の名称変更案が出ています。「東洋医療を考える会」への変更ですが、本年 11 月の総会に諮って決める予定です。

顧問弁護士 宮原法律事務所 宮原哲朗氏

今回のような集まりは今ではなかなか開かれな状況です。私の業界でも Web 会議を導入しています。最初は異論がありましたが今ではそのメリットが大きいことがわかり、参加者も会議数も増えています。こうして何とか Web 活動でコミュニケーションを図る必要があります。

被爆者関係の国との交渉でも当初はナーバスな反応で「来るな」と言われ、今では Web で官僚と協議しています。6/30 には厚労大臣と 9 回目の協議をする予定です。傍聴はいつもは 100 名ほど実際に参加していますが、これも Web 参加となり参加者がもっと増えるかもしれません。

さて、受領委任払いが始まり 2 年、そろそろ受領委任の総括を検討する時期なのではないでしょうか。ポイントは 3 点。

- ① 保険者の裁量 これにより受領委任に参加せず、償還払いに移行した保険者が増えたこと。
- ② 同意について 医師は同意 OK だが病院として同意書を発行しないという事例、報告書の提出を求められることなど、何が問題なのか、どうしたら良いのか。
- ③ 事務手続きの煩雑さ

これらの問題に加えコロナの影響が重なっているため見えなくなっている部分もあります。問題点を整理、検討、総括の議論をして運動化することが必要です。

最も被害を受けるのは患者と全てのあはき師です。他団体のあはき師、保険の担当者などと交流して悩みを共有したらどうでしょうか。私も一緒に考えたいと思います。



日本労働者協同組合連合会 ワーカーズコープ 事務局長 高成田 健氏



この会の歴史は自主自立であること。コロナ禍での経営、無資格者によるチェーン店の広がりなどを勉強させていただきました。

ワーカーズコープとは、働く人が金を出し合い、1票ずつ決定権を持ちながら皆で話し合っって仕事をしていくという形態です。昔の業者の労働運動から始まりました。雇われ人ではなく、主人公として働く。現在は1万6千人、350億円の仕事をするまでに成長しました。

自分が主体的に仕事に参加していく。利用者や地域の人々にとっても“良い仕事”であることを追求してきました。自分たちのやりたい事は何か。困りごとをどう解決していくのか。仲間と話し合い事業計画を立てて仕事をする。

介護事業、障害者支援事業、生活困窮者の自立支援事業なども行っています。

国による公共サービスが民営化されていますが、これを社会化して支援していくことも行っていません。

例えば耕作放棄地。林業・農業などの地域の問題を考える。障碍児の学童後の問題から、仕事の場、住居の場などに発展させていったり。子ども食堂も展開したり。

このように事業を複合化しながら事業展開をする。フランチャイズではなく住民も含めた社会連帯活動、協同労働という考え方です。

昨年12/6に『労働者協同組合法』が成立しました。

40年（法制化運動から20年）間の活動の結果です。現場の組合員が議員に働きかけ、950か所の市町村から議定書を提出してもらいました。

法制化したら状況は一転しました。

100を超えるメディアからの取材依頼があり、自分たちで立ち上げたいという声が寄せられました。利用者のニーズに応えながら。感謝されながら働きたい。

グローバル主義、効率化ばかりでは働くことが苦痛。民主的な、まっとうな労働をしたいという声です。社会保険・雇用保険・労災にも加入できます。

これはあはきの仕事にも重なります。

一昨日から3日間、私どもも総会を開いています。法制化の推進者は田村厚労大臣で、この法律は必要と与野党20名の議員の支援を得ての法制化でした。

協同の理念を掲げて民主主義の社会が広がっていくことを願っています。

〈総会成立の確認〉

清水鏡晴事務局長：令和2年度の会員数170名中、参加者50名（Web30名、現地参加20名）、委任状86通。半数の85名を超えているため総会の成立を報告いたします。

〈議長選出〉

立候補、小川栄吉会員。賛成多数で選出。

（上記記録 齋藤ゆき子）

（以下記録 清水明見）

引き続き、議長に選出された小川栄吉さんの挨拶のあと、第1号議案から始まった。

第1号議案 令和2年度事業報告 / 事務局長 清水鏡晴

補足

- ・10/11 井上美幸講師による在宅ケア部研修会の動画と11/23 修験道への道 長谷川智光講師の講演会の動画を会員サイトにて掲載しています。

(別紙) 各部部会の活動報告の説明。

- ・伝統手技療法臨床部会の活動報告で電子カルテの作成で 代表より紹介
関節拘縮の評価に活用できる。関節可動域を6段階に分けて数値化できるようにし、その数値を
ランキング表示。次の部会で確認の上、皆さんに普及させる。開発の意図するところは、同意
書で症状の関節拘縮、筋萎縮のところでは我々がしっかり把握しリスト表示できるもの。同意書
を取得する上で参考資料として役立つと思う。

これの勉強会などの企画も考えている。

裁決に入る < 第1号議案は異論なく承認された >

第2号議案 令和2年度決算報告 / 財政部長 武井百代

補足

- ・損益計算書の中での雑収入についての説明
各種助成金の内訳は雇用調整助成金、家賃補助、コロナ対策費用、テレワーク助成金他です。

(別紙) 昨年度と比べ申請額は4割減、会費は10名程減、事務手数料は3割減と厳しい状況です。

裁決に入る < 第2号議案は異論なく承認された >

第3号議案 会計監査報告 / 会計監査 清水正敏

会計に関する帳簿、書類閲覧、確認し適正に処理されていると報告があった。

裁決に入る < 第3号議案は異論なく承認された >

休憩

第4号議案 令和3年度事業計画案 / 事務局次長 奈須守洋

第5号議案 令和3年度収支予算案 / 財政部次長 石原則子

補足 弁護士顧問料が変更になり、24万円減になります。

採決に入る < 第4号、5号議案は異論なく承認された >

その他 提案 / 副代表理事 橋本利治

●鍼灸マッサージ師会実態調査報告 (5月11日～6月10日)

会員の実態を把握して会員サービスを充実させるため、また国などに要望する資料として有効に活用することを目的として実施しました。

この調査報告の詳細は、事務局通信および会員サイトの掲示板に掲載しますのでご覧ください。

回答率は前は20%でしたが今回は25%と少し上がりました。調査から、コロナ禍での減収があり影響があったことがうかがえました。

また融資を受けた方もおられました、廃業の検討をした方もあり、相当深刻であると考えています今後注視しないといけないと感じました。

その反面減収であってもこの業界でやっていく決意のようなものも感じられました。

その他の意見にもありましたが、ワクチンのことや業界の情報など



適宜、会員サイトなどで発信して共有していきたいと思います。

●鍼灸師会の未来に向けて提言

このようなコロナ禍にあっては生活に根差した運動をしていかないといけない。その1つとして、例えば新しい仕事の開拓をし、収入の安定をさせよう。それにはコロナ禍の今がチャンスとも言える。

今回アンケートの中で収入が増えたと言う方もおられたので収入アップのレクチャーをしてもらう等。それと行政、地域のNPOなどへのアプローチも積極的にやっていき、鍼灸マッサージとタイアップしていかなければならない。

- ・労働者協同組合のように行政に対してアプローチをして、いろんな仕事を自分たちで作っていくようなことも必要。
- ・医療、健康相談会。NPO 法人医療を考える会が行っている鍼灸マッサージのサービス体験など。これらをもっと発展させていく。
- ・伝統医学の講演会なども積極的に行っていく。
受療委任は個人でも申請できるので保険請求以外の会の魅力を発信していかないと衰退していく。
審査請求は個人するには限界があり、会が一丸となり行動していかなければならない。

私の提案は

※未来志向のプロジェクトを立ち上げること。

労働者協同組合の設立 患者さんとの連携を図る。閉院を考えている会員にバックアップしていく体制。

他団体との情報の共有が必要。

財政基盤の強化。ホームページのリニューアルなど、会員獲得に努める。／等々、トータル的に考えてやっていくプロジェクトを立ち上げたいと思っている。／今後月1回第4(木)にwebで座談会をして話し合っていきたい。

出席者より／それは提案だから、これから理事会でも諮り進めていくことでしょう。／
／すぐに進めないで、よく考えてから進めるようにしたほうが良い。／貴重な意見だと思うので詳しく聞きたい。
ここで 議長退席

閉会の辞 / 業務執行理事 荒木文雄

コロナ禍の中、貴重な時間をさいて、出席くださり感謝しています。
我々のこの業界は大変な時期に来ている。また同意書の問題は改善されたかのようにであったが、また元に戻ってきた。
受領委任になっても、また償還払いと変えてくる。

皆がおかしいことはおかしいと言いつづけないといけない。
それは改善されることはないかもしれないが、言いつづけるということが大事であり、そうしないとそれでいいものとされてしまう。

残念ながら、日本の鍼灸師会で根源的に戦う会は我々の会と、兵庫の藤岡先生の会ぐらいしかない。
4団体は厚労省に異を唱えない。
力のない我々のような会ではこれからは議員の力も借りながら、対抗していくしかない。これが私の考えていることです。今日はありがとうございました。以上で閉会となった。



お知らせ～ 治療用電動ベッドお譲りします～

治療用の電動ベッド（有孔）が2台あります。原価は24万円でした。よろしければ1台2万円でお譲りしたいと思います。これまで故障もなく、傷もないので安心してご利用いただけます。希望の方は下記までご連絡ください。

佐藤信次（東京都多摩市）042-311-6780

適切な話し方とは何かについて考える

松本 泰司



甘党なら我慢出来ない昭和
の味覚ってか？

Aさんは80代後半の結婚歴のない男性だった。ヘルパーの家事援助と福祉用具を利用して、ディサービスなどの集団の中に居るのが

苦手な人だった。Aさんは普通に生活は出来るが認知機能の衰えが見えてくるようになった。

或る日ヘルパー事業者のサービス責任者（以下サ責）から電話があった。「Aさんから、ヘルパーがゆで小豆を黙って食べたと怒っている。」という。サ責がAさん宅にそのヘルパーと共に訪問して真偽を確認したところ、Aさんは年配の女性ヘルパーを指さして、「この人が食べました。」と断言した。

そのヘルパーは激怒して「長年ヘルパーをしてきてこんな事を言われたのは初めてだ。ココには二度と来ません。」と切れてしまった。サ責は事業所で「Aさんは認知症なんだから気にしないで・・・」と、そのヘルパーをなだめても彼女の怒りは収まらなかった。

私は数日後のほとぼりが冷めたころ訪問した。Aさんは元来穏やかな人で丁寧に私を迎えてくれた。「Aさん、ヘルパーがゆで小豆を食べたって本当ですか？」。Aさんは「そうなんです。台所の燃えるゴミの中に食べかけのあずき缶を見つけました。」ここで私は余計なひと言を言ってしまった。

「甘党のヘルパーだったんですかネー。」これがまずかった。無口なAさんが活気づいた。「そうなんです。甘党だと思います、多分甘い物を見つけて我慢が出来なかったんだと思います。」

私は困ったと思ったが頷くしかなかった。Aさんの話は続いた。「ゆで小豆が食べたくなくなったなら、黙って食べずに私に一言言って欲しかった。」私は「ウーン、まあそうですね。」と言ったのでAさんの主観を上書きする形になった。その後もAさんは認知症を疑わせる出来事が続くようになった。

渋谷区は財政が豊かで区独自の補助が多い。宅配弁当は食事券を購入すれば一食500円の弁当が350円で食べられる。Aさんは包括から食事券を30枚ずつ購入していた。

或る日私は包括のセンター長と一緒にAさん宅を訪ねた。センター長が食卓にあった食事券を何冊か見つけ、「Aさん、これは期限が切れているので包括が回収しますね。」と言って持ち帰った。

翌月モニタリングで訪問した時Aさんが、「松本さん、包括のアイツは私の食事券を盗んだ悪い奴です。」と言った。私は「包括は食事券を販売する側なのでAさんの食事券を盗ったりしません、持って行った食事券は期限が切れていましたが・・・」と言ったがAさんの信念は変わらなかった。

Aさんは「私は知っているんです。アイツは私のいない時に合鍵で家に入り食事券を盗んでいった。それで玄関のドアノブを交換しました。35,000円かかったので包括に請求するつもりです。」私は『都営住宅のドアノブを勝手に替えてどうするの』と思いながら勘違いの訂正を続けたが、Aさんは代金を請求すると言ってきかない。穏やかなAさんの顔がしだいに気色ばんで、額に青筋が浮いてきたではないか。『これは拙い』、私は説得をあきらめた。そこで一転してAさんを誉めることにした。

「Aさんよくわかりました。ここはある意味男としての度量の見せどころです。代金請求はAさんの腹の内に収めてくれませんか。Aさんの器なら飲み込めるはずですよ。」とヨイショをし続けた。器量が一時的に大きくなったAさんの口元が緩んだ。「マァー仕方ないとしますか。」と頷いた。青筋が引いた。私は「さすがはAさんですね。大したものですよ。今日は私がAさんに勉強させて頂きました。ありがとうございました。」と深く頭を下げた。Aさんの機嫌はすっかり良くなり、それ以降この話題が持ち出されることは無くなった。但しこの対応が良かったのかどうかは自分でも分からない。

コロナ対策だ！ホームページに掲載しよう！

事務局長 清水鏡晴

コロナ自粛騒ぎはすでに1年以上になりました。当会の申請金額も下降したまま、一向に上昇気流に乗れません。これは皆様の日々の治療患者数が下降したままで、苦しい状態にあることが分かります。収入が減った分、支出も減ってくれるなら良いのですが実際はそんな事はありません。しっかりと税金や国保、年金は同じように支払いがあり待ってられません。せめてと晩酌の量を減らしても大した効果はないですね。ここはしっかりと患者さんを増やして収入増を図りませんか。以前にも提案しましたが、もう一度おさらいします。

患者獲得その1:パンフレット、チラシの有効活用、地域のサークル、活動に参加する。健康保険、生活保護、自動車保険などの有効活用、(マッサージの院内、鍼灸の往診利用)

患者獲得その2:自分のホームページはいまや必須です。しっかりとした内容なら毎月新規患者さん2~5名が可能。

患者獲得その3:やはり勉強会参加は必須です。保険以外でも治療できる様になろう。現金でもファンになってくれた患者さんに保険を利用することでしっかりとした固定患者さんになります。しかし逆もありで保険治療でも効果が出せないと患者は離れます。

患者獲得その4:当会のホームページ見えていますか。治療院紹介ページを作ります。ホームページのトップページから申し込みしてください。

患者獲得その5:自分の得意技を持とう！ベテラン先生なら何でもござれですが、最初からは無理な話でまずは得意な症状(病気)を身につけよう。僕が治療院を構えていた時には手技で“腰痛専門”を看板にしていた。全員治った分けではないですがまあまあでした。

手技療法の方へ:機会があれば自分のマッサージ治療のやり方を講習したいと思っております。といっても最初は基本的な身体の使い方からです。これと清水代表の変形徒手矯正術をマスターするとかなり効果的な治療が出来ます。以上。

(ご連絡) 2021年度会員実態調査同封されています。
みなさまのご協力により実施されました「2021年度会員実態調査」の報告書が橋本利治副代表より提出され、事務局通信と別刷りで同封されております。
皆様のご感想、ご意見を事務局通信編集担当 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp までお寄せください。

事務局通信投稿のお願い

コロナ感染問題のなかで、改めて一人一人の自然治癒力、免疫力の強化が健康維持の基本であることが明らかにされています。自然治癒力の強化により、病状の改善を目指す伝統医療、漢方、鍼灸、あん摩マッサージ指圧治療の活用が求められていることはまちがいないのです。情報交換、意見交換の場として事務局通信を活用してください。みなさまの近況、地域の状況などお知らせください。みなさまの関心ある問題での投稿を歓迎します。

(送付先 通信編集部 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp)

【海江田万里の政経ダイアリー】2021. 6. 18号

第204国会を振り返る

- 第204回通常国会は16日に閉会となりました。一年前の6月19日付のダイアリーでも同じことを書いた記憶がありますが、コロナ禍が続く中での延長なしの国会でした。今後、臨時国会はオリンピック・パラリンピックが終わった9月上旬に召集され、その後解散・総選挙のスケジュールが予定されています。私たちが会期延長を主張した理由は、コロナ禍で苦しむ事業所や個人に対して、追加的な経済支援を行うべきと、考えてのことですが、そのためには補正予算の編成や、法改正が必要なものがあります。特に経済支援が遅れば、廃業や倒産に追い込まれる企業が増加します。会期延長の主張が受け入れられなかったことは残念です。
- 第204回国会に内閣が提出した法案は62本。主な法案はデジタル庁を設置する「デジタル改革関連法」、2050年までに温室効果ガスの排出ゼロを明記した「改正地球温暖化対策推進法」、一定の収入がある75歳以上の医療費の窓口負担を2割に引き上げる「改正高齢者医療確保法」、自衛隊や米軍の施設の土地の利用を規制する「重要土地調査・規制法」などが挙げられます。このうち、立憲民主党が反対したのは「改正高齢者医療確保法」、「重要土地調査・規制法」で、全体で62本の法案のうち賛成したのは46本、反対16本で、賛成率は74.2%でした。
- 今国会の特徴は内閣提出の法案とは別に議員立法と呼ばれる議員提案の法案が46本と多かったことです。特に注目されたのは憲法改正時の国民投票の投票場を増やすなどの内容を盛り込んだ「国民投票法改正案」です。憲法改正は国会の発議ですから、関係する法律も内閣提出ではなく、議員立法の形をとります。立憲民主党は、与党と修正協議を行い「三年以内に国民投票に係る広告規制に結論を出す」ことを法律の附則に盛り込むことで賛成することになりました。成立した議員立法は18本で、そのうち17本は委員長提案という全会派が賛成し、委員会での審査を省略して本会議で採決される法律です。
- もうひとつ成立した議員提案の法律に「中小事業主が行う事業に従事する者などの労働災害等に係る共済事業に関する法律」があります。元々、根拠法のない共済（無認可共済）について、オレンジ共済などの事件が起きたため、無認可共済を保険業法で規制することになりましたが、一部の業者は保険業法の対象外の「認可特定保険業者」として、「当分の間」共済事業を行うことができるようになりました。しかし、「当分の間」が10年以上経っても放置されたままなので、今回の議員立法でこれらの事業者に法的根拠を与えることになりました。その内容から、本来は政府提案の法律になるべきだと思いますが、保険業法を所管する金融庁が動かないため議員立法となった経緯があります。全会派の党内手続きで賛成が得られ、委員会での審査を抜きにして本会議で成立しましたが、この種の業法に相当する法律は、やはり議事録などが残る国会の委員会でも審査して、他の共済事業者との公平が担保されているかなど、様々な観点からチェックする必要があります。それができなかったことは、残念なことです。

衆議院議員 海江田 万里

海江田万里事務所（東京都第1区）〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル
TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp

R03年 7月

1	木	
2	金	
3	土	申請書〆切
4	日	
5	月	川田龍平議員との懇談 参議院会館
6	火	
7	水	申請業務
8	木	
9	金	
10	土	
11	日	介護保険部会 (10:30~12:30)
12	月	事務局会議 (13:00~15:00) 事務局通信投稿締め切り
13	火	
14	水	
15	木	体験マッサージ (千駄ヶ谷社教館) 「国民の会」会議 (18:30~20:30)
16	金	
17	土	
18	日	伝統手技部会 (10:30~12:30) 伝統手技実技研修 (13:30~16:30) 上原社会教育館
19	月	通信発送
20	火	
21	水	
22	木	未来プロジェクト (20:00~20:30) WEB 海の日
23	金	スポーツの日
24	土	
25	日	理事会 (14:00~17:00)
26	月	
27	火	
28	水	支給明細などの発送
29	木	保険部会 (19:00~21:00) WEB
30	金	療養費の振り込み
31	土	

R03年 8月

1	日	
2	月	
3	火	申請書〆切
4	水	
5	木	
6	金	
7	土	申請業務
8	日	山の日
9	月	振替休日
10	火	事務局通信投稿締め切り
11	水	夏期休暇 (11日~15日迄) 伝統手技座談会 (19:00~21:00) WEB
12	木	
13	金	
14	土	
15	日	
16	月	
17	火	
18	水	
19	木	通信発送
20	金	
21	土	
22	日	
23	月	事務局会議 (13:00~15:00)
24	火	
25	水	
26	木	
27	金	
28	土	
29	日	
30	月	支給明細などの発送
31	火	療養費の振り込み